

【重要】再エネ特措法改正に伴う取得済み設備認定の失効時の取扱いについて

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の根拠となる法律※1の改正法（以下「改正法」という。）が、平成29年4月1日より施行されました。

改正法においては、改正法施行日前日（平成29年3月31日）までに取得済みの設備認定について、電力会社との接続の同意（以下「接続契約」という。）がなされていない場合に設備認定が失効※2することが定められております。

弊社は、電力購入契約に関するお申込み（以下「本申込み」という。）において設備認定が失効した場合、申込書に記載しております同意事項※3にもとづき本申込みが撤回されたものとして取り扱いますのでご注意ください。

ただし、過去に同意事項が記載されていない申込書※3によるお申込みにおいて設備認定が失効した場合で、改正法にもとづき事業計画認定を取得するため弊社との接続契約を希望されるときは、平成29年8月31日までに弊社事業所までご連絡※4いただきましたら、本申込みにより接続契約に向けた手続き※5を進めることといたします。なお、期日までにご連絡がない場合弊社は、本申込みを撤回されることに同意されたものとして取り扱いたしますのであわせてご注意ください。

※1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

※2 設備認定日が平成28年6月30日以前で、平成29年3月31日までに接続契約が締結されない場合、設備認定が失効します。

設備認定日が平成28年7月1日から平成29年3月31日以前で、設備認定日翌日から9ヶ月以内に接続契約が締結されない場合、設備認定が失効します。

※3 “同意事項”とは、「電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書」などに以下の文言が記載されている場合を指します。

なお、以下のいずれかに該当する場合、本申込みは撤回されたものとし、本申込みに基づく貴社との契約が既に成立している場合であっても当然に解除されることに同意します。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第6条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合

※4 当時本申込みを申請された電気工事店さまや施工業者さまから受付番号など対象を特定できるものをご確認のうえ弊社へご連絡をお願いします。

※5 弊社送配電事業者が制定する「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」をご承諾いただいたものとして手続きを進めます。